一般社団法人コード・フォー・ジャパン研修員受入規程

平成27年2月1日

（趣旨）

第１条　この規程は、一般社団法人コード・フォー・ジャパン（以下「CFJ」という。）において、自治体に受け入れされるべき研修員を派遣希望企業からの申請に基づき、研修員（以下「フェロー」という。）として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

（受入手続）

第２条　派遣希望企業（以下「申請者」という。）は、フェローを派遣しようとするときは別記第１号様式に定める申請書を代表理事に提出するものとする。

２　代表理事は、前項の申請があったときは、派遣先における用務を遂行しうる能力があると認める者について、CFJの運営に支障のない限り、受入れを許可する。

（研修期間）

第３条　フェローの研修期間は、１年以内とし、受入れを許可する日の属する事業年度

を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（研修期間区分）

第４条　フェローの研修期間区分は、事業年度内における研修する期間の日数により１

か月を単位として区分する。

２ 前項の１か月は３０日とし、３０日に満たない日数は切り上げるものとする。

（研修料）

第５条　申請者は、第２条の規定に基づく受入れの許可があったときは、研修料としてフェロー一名あたり50万円（税抜き価格）を支払わなければならない。

第３条　当該年度を超えて研修期間を許可されている場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度以降の年度当初に当該年度分を支払うものとする。

３ 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合には、直ちに研修料の差額を

支払わなければならない。

４ 支払済みの研修料は、原則として返還しない。

（研修方法）

第６条　代表理事は、フェローの研修目的及び研修内容に応じ、指導員（以下、「メンター」という）を指定するものとする。

２ フェローは、研修目的を達成するため必要な場合には、当該研修期間中に、代表理事及びメンターの許可を得て、地方公共団体等において研修を行うことができる。

３　研修を行う際の地方公共団体等におけるフェローの身分については、派遣希望企業と受け入れ予定の自治体において、別に定めるものとする。

（研修計画の変更）

第７条　申請者は、当該フェローの研修期間又は研修内容等を変更しようとするときは、

変更事項及びその理由を記載した文書を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

（許可の取消し）

第８条フェローとして不適当な行為のあった者については、代表理事は受入れの許可を取

り消すことがある。

（研修の中止）

第９条　病気その他の理由により、研修を継続することが不適当と認められる者には、指

導員の申し出により、代表理事は研修の中止を命ずることがある。

（証明書の発行）

第10条　フェローが所定の研修を終了したときは、代表理事は本人の願い出により、その研修事項について証明書を発行することができる。

（規則等の遵守）

第11条　フェローは、秘密保持等に係るCFJの規則等を遵守しなければならない。

（事務）

第12条　フェローに関する事務は、事務局で行う。

（雑則）

第13条　この規程に定めるもののほか、フェローの受け入れ及び派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成27年2月3日から施行する。

別記第１号様式

研修員（フェロー）受入申請書

平成　　年　　月　　日

　一般社団法人コード・フォー・ジャパン

代表理事　関　治之 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

事業者名

代表者名 　（印）

一般社団法人コード・フォー・ジャパンが実施するコーポレートフェローシッププログラムにおいて、研修員の受け入れを希望しますので、一般社団法人コード・フォー・ジャパン・フェロー受入規程第2条に基づき、下記必要書類を添付して申請します。

記

１　派遣地方公共団体

２　研修開始予定年月日　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

４　必要書類※　　　　　　　　　　別添のとおり

　　※履歴書、研修計画等